



地震に備えましょう

▶ 危機管理課 (☎64・3219)

阪神淡路大震災から31年が経過しました。また、令和8年1月6日に島根県東部を震源とする最大震度5強の地震が発生し、本市でも最大震度3の揺れがありました。本市では、大きな被害はありませんでしたが、地震は「いつ」「どこで」発生するかわかりません。南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率は、「60～90%程度以上」と示されており、いつ起きてもおかしくない状態です。地震が発生したときに大切なことは、「あわてず、身の安全を!!」。今一度、以下のことを確認し、自分でできる防災の取り組みを進めましょう。



緊急地震速報が鳴ったら

気象庁が震度4以上または長周期地震動(*)階級3以上を予想した場合に、携帯電話、スマートフォン、防災行政無線を通じて緊急地震速報が一斉配信されます。発表から揺れが発生するまでは数秒から数十秒です。情報を確認したら、あわてず、まず身の安全を確保しましょう。

*長周期地震動とは、大きな地震で生じる周期の長いゆっくりとした大きな揺れです。震源から数百km離れたところでも、高層ビルを長時間にわたって大きく揺らすことがあります。

地震発生時の行動はこちらから
(市ホームページ)



緊急地震速報
地震発生
あわてず、身の安全を!!



災害情報を入手するには

本市では、防災行政無線をはじめ、「全国避難所ガイド」、「ひょうご防災ネット」、「市公式LINE」などを活用し、情報を発信しています。登録していただくと、プッシュ通知で市の災害情報を受け取れます。もしもの時に正しい情報を受け取るために、事前に登録をお願いします。

防災アプリ「全国避難所ガイド」

防災行政無線の放送内容をスマートフォンでも確認することができます。

※電話による自動応答サービス
(☎63・5454)でも確認することができます。



ひょうご防災ネット

災害時に市の緊急情報を確認することができます。



市公式LINE(ライン)

平時には市の行事等の情報を発信していますが、災害時には市の緊急情報も発信します。



防災マップの活用

防災マップは、地震・津波に関する情報、地震の震度分布を掲載しています。この機会に今一度、確認をお願いします。



地震による電気火災を防ぐために!

感震ブレーカーが効果的です

阪神淡路大震災や東日本大震災で発生した火災の半数以上が、電気による火災と言われています。また、能登半島地震で起きた輪島市大規模火災も電気に起因した可能性があると言われています。

「感震ブレーカー」は、地震の強い揺れを感知すると自動でブレーカーを落とし、電気の供給を遮断する装置であり、地震時の電気火災を防ぐことが期待できます。感震ブレーカーを設置し、電気火災から「家」・「地域」を守りましょう。

感震ブレーカーについては、
こちらから(市ホームページ)



消防最前線

238

▼西はりま消防組合たつの消防署(☎63・3511)

みんなで防ごう! 林野火災(山火事)

冬から春にかけて山火事の発生が多くなります。この時期は、降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹きやすい気象条件が続き、林野火災の発生リスクが非常に高まります。

山火事は、一度発生すると消火が困難だけでなく、貴重な財産である森林や、周囲の住居にも甚大な被害を及ぼします。

山火事の原因は、実は「入災」がほとんどです

総務省消防庁の統計によると、山火事の原因は、「たき火」、「火入れ」、「放火(疑い含む)」、「たばこの火の不始末」といった、人的要因によるものが大半を占めます。つまり、一人一人が防災の意識を持つことで、防ぐことができます。

山火事を防ぐための注意点

・枯れ草等があり火災が起りやすい場所では、たき火をしないこと

- ・たき火等、火気の使用はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- ・強風時および乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- ・たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消化し、投げ捨てないこと
- ・火遊びはしないこと

林野火災警報・注意報を新設

令和7年の大船渡市などでの大規模林野火災を踏まえて、西はりま消防組合管内では、林野火災予防を目的に、令和8年1月1日から林野火災警報・注意報を新設しました。

林野火災警報・注意報発令中は、火の使用に制限が設けられ、警報発令中は、違反すると30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

発令基準

- 合 次
- 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
- 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されている

林野火災注意報

次のいずれかに該当する場合

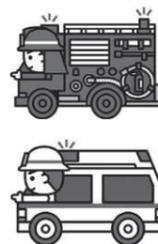
【林野火災警報】
・林野火災注意報の発令に加え、強風注意報が発表されている

火の使用制限

- 1 山林、原野等で立木、雑草等の焼却や喫煙をしないこと
 - 2 花火等をしないこと
 - 3 屋外で、火遊びやたき火をしないこと
 - 4 屋外で、引火性の物品や可燃物付近で喫煙をしないこと
 - 5 たばこの吸殻を含む残り火等を始末すること
- ※注意報・警報発令時は、西はりま消防組合ホームページに掲載します。

2026年1月1日からの 市内の災害状況		2月20日 現在
火災	3件	
救急	533件	
救助	12件	

災害情報案内(自動音声案内)
☎0791・76・7150
休日・夜間病院案内(自動音声案内)
☎0791・76・7160



年度末・年度始めの休日開庁について

住民異動が多い3月末から4月初めまでの休日に市役所窓口の一部を開設します。
※各総合支所は、休日開庁を行いません。 ▶ 市民課(☎64・3147)



開設日 3月28日(土)、4月4日(土) 開設時間 9時～12時、13時～17時 開設部署 市民課

取扱業務 転入届・転出届の受け付け、住民票(広域交付を除く)・印鑑登録証明書・戸籍事項証明の発行(広域交付を除く)、印鑑登録、マイナンバーカードに関する諸手続き

※本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)をご持参ください。印鑑登録証明書が必要な方は、印鑑登録証をご持参ください。

※マイナンバーカードを利用することによるコンビニ交付サービスにより、住民票・印鑑登録証明書を休日や夜間でも取得できます。

▶ 転出される方へ

新しい住所に引っ越すまでに、マイナンバーカードを利用して、オンラインで転出届を提出することができます。なお、休日や休日の前日、または引越当日に届け出をした場合には、受付が完了せず新住所地に転入届が出せないことがあります。余裕を持ってお手続きください。

マイナポータル・引っ越し手続きについては、こちらから

